

## キャプナニューズレター50号

ニューズレターが50号を迎えました。創刊以来13年目です。当初は、年に2、3回しか発行できませんでしたが、隔月発行になって、ビッチが上がってきました。今回の特集は、児童虐待防止法の再改正の動きです(2,3面)。思えば、このニュースレターが創刊されたころは、虐待防止法をつくる動きすらなかったわけです。時代の変化を感じます。

100 号を迎えるころには、社会の虐待防止対策はもっと成熟しているでしょうか。これからもご愛読をよろしくお願いします。(編集部)



### 「クローズアップ現代」に大きな反響

2月8日のNHKテレビ「クローズアップ現代」に岩城正光理事長が生出演し、魂の殺人と **含われる性虐待について、その将来にわたる影響の深刻さを視聴者に語り掛けました。** 

その反響は大きく、事務局には番組終了後より電話が鳴り続け、一カ月過ぎた今もなお、「テレビを見たのですが…」という相談の電話が後を絶ちません。その内容も、家族や身内の性虐待について不安を訴えるものから、老年を迎えた今なおそのことを引きずっているというご本人からのつらいお話まで多岐に渡っていて、また愛知県だけでなく全国から電話がかかっています。CAPNAのホットラインが常にパンク状態のため、連携している他の民間団体のホットラインもたくさんご紹介させていただきました。

今回、その反響の大きさに驚きながら、「こうゆう話って誰にも言えなかった。言ってはいけないと思っていた」という相談者の方の言葉に、今後の CAPNA の活動がどうあるべきなのかという一つの指針を示されたような気がいたします。

ネットワークを生かした支援、そして迅速なフットワークで、CAPNA はこれからも頑張っていきます。今後とも、皆さまからのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。



#### CAPNA 定期総会

6月16日(土)ウィルあいち大会議室に て午後1時半より開催いたします。 総会後、落語家・司馬龍鳳さんによる寄席、 茶菓子を囲んでの交流会を行ないます。会員 のみなさま、ふるってご参加ください。 詳細は、次号のニューズレターにてお報せ

詳細は、次号のニューズレターにてお報せいたします。

#### 民間ネット全体会

CAPNAが事務局を務める「日本子どもの虐待防止民間ネットワーク」の全体会です。6月2日(土)、3日(日)KKRホテルにて、HFA/ヘルシーファミリーアメリカ(家庭支援事業)の西部地区ディレクターからお話をお聞きします。ご興味のある方はぜひ、ご参加ください。

#### 2007年度、会費納入のお願い

今回、振込用紙を同封しております。できるだけお早めに振り込んでいただきますようお願い申し上げます。正会員 12000 円、 賛助会員 5000 円

ご寄付 次の皆様からご寄付をいただきました。お礼申し上げます。 (12月-2月分、順不同、敬称略)

【団体】ガンバ NPO ネット、名古屋 SORA ゾンタクラブ、在日米国商工会議所 【個人】川島志穂、服部恵子、白石淑江、矢満田篤ニ、兼田智彦、井上薫、井上直美、岩城正光

### CAPNAニューズレター50号 (隔月刊34号)

2007年3月10日発行

発 行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

編 集 CAPNA事務局広報チーム

事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-4-4-404 TEL052(232)2880、FAX052(232)2882

# よりよい法と、ネットワークを

## 児童虐待防止法改正のポイント予測

与野党でつくる「児童虐待防止法見直し勉強会」(幹事・馳浩自民党衆院議員)は、平成16年に改正された児童虐待防止法を今国会で再改正するために、作業を続けています。最近の新聞報道では「児童相談所の立ち入り拒否をした保護者に対する罰則の強化」「必要な医療を親が拒否する医療ネグレクトについて、親権の一部を一時停止して治療を受けさせる仕組みを導入する」「児童相談所が虐待通報を受けてから48時間以内に安全確認をする」などが固まっているようです。改正の作業に詳しい岩城正光CAPNA理事長に、改正のポイントを予測してもらいました。あくまで現状での予測ですが、関係者が法律に込めた狙い、理念を感じてください。

#### 目的に「児童の権利擁護に資するため」を入れる

現行の第1条(目的)は「この法律は、児童虐待が児童の人権を 着しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え るとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこ とにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期 発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、 児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定 めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを 目的とする」となっています。

これに加えて、虐待を受けた子どもの早期発見・対応・救出から自立 支援に至るまで、一貫して子どもの権利擁護を目指していることを明ら かにしています。

#### 自治体に虐待死亡事例などの検証委の設置を定める

第4条 (国及び地方自治体の責務等)の中に盛り込みます。児 童相談所などがかかわっていながら子どもの命を救えなかったケ ースを減らすため、「失敗に学ぶ」ことを義務づけます。

#### 情報提供の義務化、情報共有の明文化を進める

子どもを救うネットワークの中で、組織ごとの「守秘義務」がネックになって情報交換がなされなければ、ネットワークは力を発揮できません。第6条(児童虐待に係る通告)の中に、情報の共有が守秘義務違反にあたらないことを明文化する予定です。

#### 安全確認の「努力義務」を「義務」に

第8条(通告又は送致を受けた場合の措置)は「児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする」と、安全確認を「努力義務」と位置づけていましたが、これを義務規定に変更します。

#### 立ち入りの権限・罰則を強化

立ち入り調査については、市町村から児童相談所への立ち入り要請ができることを明文化します。また、立ち入り調査を親が拒否した場合は、現行の「30万円以下の罰金」から「50万円以下の罰金」に引き上げます。呼び出しに応じない保護者の対策として、「保護者呼び出し制度=出頭要求」も明文化します。また、立ち入り調査に対し、親がかぎをかけて閉じこもった場合の解錠についても、対応を明記します。

警察による立ち入りについては、警察の援助規定は現行法にもあり、「児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、管轄する警察署長に援助を求めることができる」(第10条)と規定されていますが、改正法では児童相談所の立ち入り調査が拒否されたときには、警察が立入拒否罪としての告発を受けたうえで捜査として立ち入りすることを法文化していきます。従って、児童相談所の立ち入り調査権に司法関与を認めたうえで、それが親に拒否されるようなときには、警察が捜査として立ち入りするという法制度

を新たに認めて、児童相談所と警察との二本ルートの立ち入りを併存させるという考えです。

#### 通信・面会などの制限を強化

現行法では、面会または通信の制限について、第12条で「児童 虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置 (以下「施設入所等の措置」という)(同法第28条の規定による ものに限る)が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に 規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の 保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童と の面会又は通信を制限することができる」とされていますが、これ を一時保護、同意入所、強制入所のいずれの場合でも、親に対する面 会・通信の制限ができるようにする方針です。また、市町村から児童相 談所に対する一時保護等の要請を明文化するかどうかは、微妙なとこ ろです。また、DV法にみられる「接近禁止命令」については、一時保護、 同意入所、強制入所のいずれの場合でも、親に対する命令を出せるよ うにする制度を創設します。

#### 医療ネグレクトに対応

子どもの命を守るために必要な治療を親が拒否する場合は、親権喪失宣告、親権停止の保全処分の活用で対応していく方針です。厚労省が手引を作成し、周知を図ることにしています。親権の一部停止、一時停止の制度創設については附則に盛り込みます。

#### 親に指導の受け入れを促す

児童虐待をした保護者への指導については、現行法第 11 条に規定されており、児童相談所などの指導に保護者が従わない場合は、知事が指導を受けるように勧告することができると、定められています。保護者が知事の勧告に従わない場合は、一時保護や施設入所や里親委託など必要な措置をとること、入所措置解除の際には親指導の受け入れ状況を勘案して決めること、親指導に従わず再統合が難しい場合には親権喪失宣告を検討すること、など児童福祉法や民法にある現行制度を児童虐待防止法に明記します。

#### 地域協議会の設置を議論

児童福祉法25条の2に「要保護児童対策地域協議会を設置することができる」とあります。この設置を義務化するかどうか。個人的には、市はもちろん福祉事務所のある町村については、守秘義務を課す観点からも、義務化は必要と考えます。

## プーさんのいえ (CAPNAシェルター)たより

……シェルターを利用いただいた方からお寄せいただきました……

今回の原稿の話をいただき、シェルターでの日々を振り返ると、私自身一番いい方向を向き、 子どもと共に元気でいられることに感謝です。

私は、今までの生活ですべてを支えてもらい守っていただくことがなかったせいか (変な表現ですが)、あまりにもシェルターでの安心で、安全で、さらにどんな自分をも受けとめ、耳を傾けてくださる日々に、初めは申し訳ない心で一杯でした。慣れてないというか・・・。

「真心には真心で応えたい」なんて考え言葉を選ぶ私に「いいの応えようとしなくて」「気を使わなくていいの」と言っていただき、その時から、時に身をまかせる生活を送りました。

私の心身のエネルギーを使わないよう、今は使う時ではない事をいろいろな形で教えていただきました。守ってくださったという表現の方がいいかもしれません。毎日毎日顔を出していただき、それもたくさんの方々が関わってくれ、私は身の安全を感じる日々でした。みんなで守ってくれていると。

買い物に一緒に行っていただいたり、子どもに絵本の読み聞かせをしてくださったり、何度も 同じ内容を話す私の話もじっと聞いてくれ、うなずいてくれ。あの時私は、頭に浮かんだままの 言葉を声にしている、周りの状況、相手の反応も一切気にせずだったと思います。安心感からか な。

乳児と一緒でした。私が心身共に安定していたため、いつも元気に笑顔でいてくれる我が子で した。「こんな密着した時間は今だけだから」「お母さんがクヨクヨと考える事が子どもに良くな いよ」とか、シェルターでの生活を楽しい時間にかえていただいたり、小さな子どもの目に暴力 がやきついていないかと心配する不安な心をキャッチしてくれ、気持ちの転換をもしてもらいま した。

私にとってシェルターは、まさにプーさんのおなかです。全てが真心。イコール手作りの家。 約3週間の生活で、物を大切にする心、あるものを生かす方法を学び、生活に役立てています。

よく今後のために何か足りないものやあった方がいいもの、こうしたらいいとかないか聞かれましたが、あの時の私は、心身共に満たされていたため真剣に考えてみても出てきませんでした。 一番は、話を聞いてくださった皆様に感謝です。あの時の一言一言が、時が経つにつれ思い出され、自分の足元を見つめられる毎日です。



## 第6回 CAPNAスタッフ養成請座が終了しました

月日	講座内容	講師	月日	講座内容	講師
	CAPNAの使命と歴史	岩城	9/27		兼田
4/1	オリエンテーション	兼田	10/4		小久保
4/12	子どもの虐待概論	井上			白石
4/26	自分を知る(グループ)	山本		, - 3 25	高橋昌
	子ども虐待防止のシステム	堀内			小久保
	身体的虐待	板倉			別府悦子
5/27	心理的虐待	高橋蔵	11/29	家庭養護の実際(里親子)	矢満田
	養育放棄	多田	11月	晓学園見学	菱田
6/25	CAPNA第11回総会		Sec.	電話相談の実務	前島中川
	オリエンテーション・無言の探索	棚川	12/2		尾関
7/1	ロールプレイ概論・グループ討議	山本	12/6		高橋直
	電話相談概論	兼田			今西
	ロールプレイの実際	研修委員			浅井
7/2	心の支援・ふりかえり	塩見	1/10	ケースカンファレンス 概 論	隈元
	電話相談見学実習について	兼田		ケースカンファレンス	研修委員
7/12	児童虐待とジェンダー	岡崎	1/20	家庭支援の実際	直接支援員
.,	聴くことについて	兼田	1/31	ケースカンファレンス	研修委員
7/29	ロールプレイの実際	研修委員	2/7	ケースカンファレンス	研修委員
11.22	性虐待	萬屋		ケースカンファレンス	研修委員
8/5		研修委員			TO COLUMN SE
	電話による支援	中嶋			CAPNA의団
9/2	DVと子ども	岡崎	3/7	ケースカンファレンス(全体	兼田
	グループワーク	山本	3/14	終了式·歓迎会	100

今回から電話相談員以外にも活動範囲が広がることを意識して、「CAPNA スタッフ養成講座」となりました。 2006 年 4 月からの 1 年間女性 22 名と男性 3 名の計 25 名が学びました。講座内容は上記の表にありますように 約 50 コマ (1 コマは 90 分) です。合宿もあり、他の民間団体の養成講座と比べても非常に充実した内容といえます。講師は皆 CAPNA の会員であり、福祉・教育・心理・医療・司法など各分野の専門職が揃っているのでこのように多面的で充実した講座内容が企画できるのだと思います。

受講生は、「子ども虐待の背景や要因は複雑で問題の奥深さがわかった」「虐待はどの家庭でも起こり得るから こそ予防が大切」「スタッフは社会の使命に応えるよう努力している」などの感想を述べてくれました。

新しいスタッフの意欲と働きに期待し、共に仲間として子どもの虐待防止のために活動していきたいと思います。 (研修企画委員・堀内久美子)



\*\*\*\* 12 月から 2 月までの 3 ヶ月間、県職員の方々に CAPNA へ NPO 研修生として通っていただきました。実質的には事務作業やセミナー準備などをお手伝いただいて大助かいでした。 あいかとうございました。 \*\*\*\*

最初は子どもの虐待防止という重たいテーマに取り組んでいるということで不安もありましたが、セミナーに参加させてもらってその実態や育児について勉強できました。スタッフのみなさんはとても熱意と信念を持って活動されていました。私もここで学んだ知識を活かしてできる範囲で社会貢献していきたいと思っています。(林禎二)

犯罪を現代社会の病気に例えるなら、児童虐待もそのひとつ。病気なら予防や早期治療はできるはず。市民を守る行政職の一人として何としてでもお役に立ちたいと考えています。苦しみにじっと耐えている子どもを救うために必要なときは、どうかためらわずに声をかけて下さい。子どもたちの笑顔のために。(上田浩之)

CAPNAでの研修の成果のひとつはをおそるおそる(?)見ているばかりでなく、どんな人がいて、どんなことを思いながら、どんなことをしているのかを自分の目や耳で知ることが出来たということです。また、懐かしい人に会ったり新しい出会いがあったりしてとても嬉しかったです。(大河内千里)

CAPNAでは愛知県健康福祉部母子保健グループの委託を受けて「見守り訪問員養成講座」を開催いた しました。市町村の推薦を受けた、子育てサークルで活動中の方や主任児童委員など地域で活躍されている 方々にお集まりいただき、4ヶ月未満の乳児のいる家庭を訪問する見守り訪問員の養成が目的です。来年度 から国の事業として「こんにちは赤ちゃん訪問事業」がはじまりますが、そのモデルとなる事業を愛知県が 先駆けて行いました。

講座は 10 時~16 時で会場は岡崎と一宮の2会場で同じ内容を7回ずつ (1 部合同) 展開しました。CA PNAの総力をあげて企画した講座内容はとても好評で、参加者もほとんどの方が熱心に全回出席され、67 名の方に修了証をお渡しできました。今後多くの市町村で活躍されることを期待しています。



▲楽しそうな朧座の様子

#### ▼講座内容

回数	月日	調 座 内容	新 5市
H	11/4	「オリエンテーション、見守り訪問員の目指すもの」 「現在の子育で事情」	井上蕪 (大学教員) 原田正文 (精神科医)
2	11/7	「人との関係つくりの整本を考える」	山中令子 (NIDE圖縣理解教育センター)
3	12/5	「乳児を理解する」	演野みどり (大学教員) 吉田久美子 (大学教員)
4	12/19	「親を理解する(精神的な問題を含む)」	徳永雅子(徳永家庭問題相談室)
5	1/18		萬優帝子(児童福祉司) 暖元真理子(大学教員)
6	2/6	「家庭訪問と相談への対応の仕方 〜アメリカにおける取り組みから見えるもの〜」	白石淑江(大学教員) 門聞晶子(大学教員)
7	2/20	「記録と報告、訪問員としての留意事項」	井上頭 (大学教員)

#### グループで、個人で今回の研修を振り返ってみました

- 7回の研修を通して気づいたこと、学んだことはどんなことでしたか?
  - ・ 肯定すること、褒めること、認めることが大切だとわかった。(多数)
  - ・ 他と比較しないで「そうだね~」と共感する大切さ。
  - 親の様々な立場、色々な考え方を知る。(支援される側の理解)
  - 教えてあげるのではなく、お母さんに安心して話をしてもらうということ。
  - 他地域のいろいろな方との情報交換(取り組みや現状など)ができた。
  - ・ 現在の子育て事情(母親の孤立化、育児情報の多様化など)を知ることができた。
  - あらゆる親は良い親になりたいと思っているという言葉に新鮮な驚きを感じた。
  - 人に安心感を与えられるよう自身の人間性やコミュニケーション能力を高めたい。
  - · 子どもは社会の中で育てるということ。
- まだ不十分なところ、物足りないと ころはどんなところでしたか?
  - ・ 市町村としての取り組みを具体 的に提示してほしい。
  - ・ 県下において「訪問員」制度の 統一。
  - 一般へのPR。
  - まだ活動を定めていない市町村 への働きかけをしてほしい。

- これからどんなことを考えたり取り組んだりできま すか?
  - 悩んでいる母親が減るような支援をしたい。
  - 親が子どもを授かってよかったと感じられるよう な訪問がしたい。
  - · 昔と変化した子育で事情に対する知識の入れ替
  - 訪問困難な場合のケース検討をしたい。
  - 訪問の経験とそれを基にしたケーススタディ。
  - 定期的な研修会や報告会をしてほしい。
  - 継続的に情報交換などの交流会をしてほしい。
  - ・ 異国の方との対応について。



#### 今年度は以下の委託事業も行いました。日程が押して準備は大変でした が、たくさんの方にご参加いただきました。

★ 愛知県虐待防止セミナーとして、

10/27 学校関係者向け

11/8 市町村児童虐待防止ネットワーク関係者向け

12/2 幼稚園・保育所関係者向け 1/28 子育て支援の市民団体と児童福祉に関わる方

★ 名古屋市児童虐待防止研修会として(子育てサロン、幼稚園・保育園、保健所、区民生子ども 課、児童相談所、児童養護施設などの職員向けに)、

2/28 森田ゆり氏の「親の回復支援 マイツリーペアレンツプログラム」

3/6 井上薫・直美氏の「家庭支援のケースマネジメント」